

1 自立支援教育訓練給付金

時期	対象講座	対象者	支給額
H17. 4～	雇用保険制度の一般教育訓練給付金の対象講座	雇用保険制度の受給資格のない人	受講費用の 4 割相当額（上限20万円）
H19. 10～	〃	〃	受講費用の 2 割相当額（上限10万円）
H28. 4～	〃	〃	受講費用の 6 割相当額（上限20万円）
H29. 4～	〃	雇用保険制度の受給資格のない人	受講費用の 6 割相当額（上限20万円）
		雇用保険の受給資格のある人	受講費用の 6 割相当額（上限20万円）から雇用保険制度から支給される額（2 割相当）を控除した額
H31. 4～	雇用保険制度の一般教育訓練給付金の対象講座及び特定一般教育訓練給付金の対象講座のうち専門資格の取得を目指すもの	雇用保険制度の左記給付金の受給資格のない人	受講費用の 6 割相当額（上限20万円。12, 000円以下の場合は支給なし）
		雇用保険制度の左記給付金の受給資格のある人	上記の額から雇用保険制度から支給される額を控除した額（12, 000円以下の場合は支給なし）
	雇用保険制度の専門実践教育訓練給付金の対象講座のうち専門資格の取得を目指すもの	雇用保険制度の左記給付金の受給資格のない人	受講費用の 6 割相当額（20万円×資格取得に必要な修業年数と80万円のいずれか少ない額が限度。12, 000円以下の場合は支給なし）

2 高等職業訓練促進給付金

時期	対象養成機関	支給額（月額）	支給期間	対象資格
H17. 4～	通学制で修業期間が1年以上の養成機関	10万3千円	修業期間の最後の1/3（12月上限）	5資格（看護師、介護福祉士、保育士、理学療法士、作業療法士）
H20. 4～	〃	市町村民税非課税 10万3千円 上記以外 5万5千円	〃	〃
H21. 4～	〃	〃	修業期間の後半の1/2（18月上限）	〃
H21. 6～	〃	市町村民税非課税 14万1千円 上記以外 7万5百円	修業期間の全期間	〃
H23. 8～	〃	〃	〃	17資格（上記5資格＋准看護師、言語聴覚士、歯科衛生士、歯科技工士、はり師、きゅう師、柔道整復師、臨床検査技師、臨床工学技師、診療放射線技師、視能訓練士、義肢装具士）
H24. 4～	〃	市町村民税非課税 10万円 上記以外 7万5百円	修業期間相当（3年上限）	〃
H25. 4～	〃	〃 （父子家庭へ対象拡大）	修業期間相当（2年上限）	〃
H28. 4～	〃	〃	修業期間相当（3年上限）	20資格（上記17資格＋自動車整備士、理容師、美容師）
H29. 4～	〃	〃	〃	22資格（上記20資格＋調理師、製菓衛生師）
H30. 4～	〃	〃	〃	25資格（上記22資格＋栄養士、社会福祉士、精神保健福祉士） 准看護師から看護師へのステップアップを対象
H31. 4～	〃	市町村民税非課税 10万円 うち最後の1年間 14万円 市町村民税課税 7万5百円 うち最後の1年間 11万5百円	修業期間相当（3年上限・一定の場合は4年上限）	28資格（上記25資格＋助産師、保健師、管理栄養士）

※ 支給額、支給期間の改正は、国の制度変更に伴うもの。